2018.03.14 : 平成30年第１回定例会（第８日目）　本文
（75発言中0件ヒット）

▼最初の箇所へ（全 0 箇所）

午後一時開議
○議長（斎藤範夫）これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第八号に記載のとおりであります。

―――――○―――――

日程第一　会議録署名議員の指名

○議長（斎藤範夫）日程第一　会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員には、会議規則第百十七条第一項の規定により、渡辺敬信さん及び高橋卓誠さんを指名します。

―――――○―――――

諸般の報告

○議長（斎藤範夫）この際、報告いたします。
会議規則第二条の規定により、花木則彰さん、佐藤幸雄さんから、本日の会議に欠席の届け出がありました。

―――――○―――――

日程第二　太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件

○議長（斎藤範夫）日程第二　太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件を議題といたします。
この際、地方自治法第百十七条の規定により、太白区選出のわたなべ拓さんの退席を求めます。
〔九番　わたなべ拓退場〕

○議長（斎藤範夫）本件について、委員長の報告を求めます。
懲罰特別委員会委員長　岡部恒司さん。
〔四十番　岡部恒司登壇〕

○四十番（岡部恒司）懲罰特別委員会に付託を受けました懲罰動議について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本委員会に付託を受けました懲罰動議は、太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件及び花木則彰議員に対する懲罰の件の二件であります。
去る三月九日に委員会を開催し、太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件について、同日審査を終了いたしました。
なお、花木則彰議員に対する懲罰の件については、去る三月十三日に委員会を開催し、全会一致で継続して審査すべきものと決定されました。
これより、太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件について、概要を申し上げます。
まず、質疑を行う前に、予算等審査特別委員会当日の録画を確認したい旨の発言があり、異議がありましたので、起立採決の結果、起立少数で録画を確認することは否決されました。
次に、提出者の花木則彰議員から趣旨説明が行われ、その後、提出者に対し質疑を行いました。
それでは、質疑の概要を申し上げます。
まず、提出者の花木則彰議員に対し、「安倍内閣と日本共産党との間での議論の有無」について質疑があり、これに対しまして、「五年間にわたり、公安調査庁が共産党本部への盗撮を行っていたことが明らかになった際、集中した議論が行われた。公安調査庁の長官が、内部的に調査対象団体として指定したものである。しかしながら、安倍内閣は、それを持ち出して答弁書にしたという状況であり、日本共産党はこれに抗議している。」という答弁がありました。
また、「破壊活動防止法に関する質問書、主意書に対しての政府見解は公に認めており、訂正はされていないという現実についてどう思うか。」という質疑があり、これに対しまして、「政府見解イコール公として認められているとは思っていない。」という答弁がありました。
また、「今回のこの内容は、公式の政府見解をもとに予算に関連する質問をしているのであり、侮辱ということには全く当たらないのではないか。」という質疑があり、これに対しまして、「事実に基づかない質問であり、公党である日本共産党に対する誹謗中傷に当たるということで、侮辱だと考えている。」という答弁がありました。
また、「国としての考え方が示されている中で、それをもとに議論している。それに対して、認めないと言ってしまったら何も議論は進まないが、どう思うか。」という質疑があり、これに対しまして、「政府がどう考えているかではなく、職員の採用に当たり、欠格条項に準ずるものとして、日本共産党を指定して発言している。日本共産党員は、公職につくべきではないということを言われており、明確な侮辱であると考えている。」という答弁がありました。
また、「今回の質問は、公共の安全の確保のために、欠格条項としてどのような条項を整備すべきかを議論してきた。市民の安全・安心の点から、これからの市民サービスを考えていく上で、国の見解も含めてしっかりと維持していくべきという主張であり、侮辱には全く当たらないと考えているが、確認する。」という質疑があり、これに対しまして、「国は、破防法の問題、あるいは共産党を含むその調査対象団体について、就職差別に当たるようなこと、チェックをすることについて禁じている。国が答弁書に書いていることを利用し、相当踏み越えて、日本共産党を侮辱する主張を行っている。」という答弁がありました。
また、「外郭団体における職員募集要件についての総務局人事課長からの前向きな答弁の後に、共産党そのものに対する攻撃に議論を持っていっていること自体が問題だと考えるが、いかがか。」という質疑があり、これに対しまして、「今回の質問は、欠格要件の質問を利用し、公党である日本共産党へのあからさまな攻撃を行ったものであり、議会として是正に向けての自律的な働きがなければならない。」という答弁がありました。
また、「予算等審査特別委員会における議事進行後の整理について、不満や納得がいかない部分があったのであれば、懲罰動議を出す前に、予算等審査特別委員会の場で確認すればよかったのではないかと考えるが、そうしなかった何かがあるのか。」という質疑があり、これに対しまして、「懲罰動議の提出期限である三日目に、方向性が出せるのか委員長に聞いたところ、今晩、太白区選出のわたなべ拓議員の話を聞くことになっており、整理はそれからだと言われたため、調整の結果、まず懲罰動議を提出することとした。」という答弁がありました。
また、「政府、質問主意書に対する内閣決定の答弁書は、あくまで一つの事実であり、事実ではないと断定できかねると考えるが、いかがか。」という質疑があり、これに対しまして、「答弁書があるということは事実であるが、その答弁書の中身につ

いて誤りがある。また、破防法の適用団体と調査対象団体とを意図的に混同させて議論を進めているところが、事実に基づかない議論になっていると私たちは主張している。」という答弁がありました。
また、「正副委員長のもとで整理がなされたときに、誹謗中傷は一切していないと太白区選出のわたなべ拓議員から聴取したという話を正副委員長がしたと聞いている。各議員の発言を十二分に尊重するという点では、ある程度折り合いをつけることが図られるべきではないかと感じるが、それについてどのように思うか。」という質疑があり、これに対しまして、「太白区選出のわたなべ拓議員が、その意図はなかった、混同させていないということを言っただけではだめだと思う。相当意図的な質問で、やってはいけないことであり、是正の動きとなるようにぜひ対応を期待したい。」という答弁がありました。
また、「質問は、議員一人一人に保障されているところでもあり、ルールに従って進めていく以上、そこまでは制止するものではないと考える。誹謗中傷であることで、懲罰に値するという思いは現時点でも変わりはないのか。」という質疑があり、これに対しまして、「水道サービスという重要なインフラに従事する本市外郭団体職員採用に当たっては、公共の安全確保の観点から、暴力革命の可能性を必ずしも否定しないような団体及びその加入者に関連する危険性について、十分留意するよう促すことは公益にもかなうというのが、太白区選出のわたなべ拓議員の質問の主意で、日本共産党員やその支持者は公的な職につくべきではないという主張をしており、懲罰に当たると思う。」という答弁がありました。
また、「発言の内容が甚だしく社会的に迷惑な行為に至る場合に、注意して文言の訂正を求めることもあってしかるべきと思うが、正副委員長のもと、議長なども入り、取り扱いの確認作業等がなされた上で、今日に至っていることについての今の思いを確認したい。」という質疑があり、これに対しまして、「懲罰動議によらずとも、自律的な是正の方向がとられるべきだと思っているが、それがなされないという状況が現在もまだ続いているということで、非常に残念だと言わざるを得ない。」という答弁がありました。
また、「留意というのは気をつけるということであり、排除するとまでは言っていない。太白区選出のわたなべ拓議員の主張を、どのように捉えるかいうことは個々の判断である。応じられないという花木則彰議員の主張だと思うが、そのように捉えてよいのか。」という質疑があり、これに対しまして、「本市外郭団体職員採用に当たっては留意するようと言っていることは、気をつけるよう言っていることであり、気をつけて入れるなということではないか。」という答弁がありました。
また、「政府答弁も含め引用して質問することは、議員の質問権として可能だと思うし、今回の市民生活に係る重要インフラである水道にかかわる外郭団体の採用試験に係る問題を問うたものについては、議員の質問権の範囲であると思うか、いかがか。」という質疑があり、これに対しまして、「議員の質問権は当然大事であるが、他の議員を誹謗中傷するような発言は慎まなければならない。今回の質問は、大事なポイントのところで、事実をほかのものと混同させて違う前提に立っており、議員が議会の中で旺盛な政策論議をするために、守るべき最低のルールを相当踏み越えてきたというのが私の感想なので、今回のこの発言については事実に基づいて判断していただきたい。」という答弁がありました。
また、「外郭団体の欠格条項を公務員と同じようにしてほしいという質問の次に、政府を暴力で破壊する主張をする団体とはどのような団体なのかという質問を行い、日本共産党は、現在においても破壊活動防止法に基づく調査対象団体であるという論理展開は、事実に基づくか否かではなく、意図的にそういう論理展開をしたのだろうと思う。それぞれの印象はあるだろうと思うか、これは誹謗中傷かといったら、意図はそうだとは思うか、いかがか。」という質疑があり、これに対しまして、「委員の発言のとおり感じている。」という答弁がありました。
次に、弁明者の太白区選出のわたなべ拓議員から一身上の弁明が行われ、弁明に対し質疑を行いました。その質疑の概要を申し上げます。
まず、「日本共産党についての認識」について質疑があり、これに対しまして、「政府の公式見解に基づき、共産党には、ある意味において危険性を否定できない点がなお残るのではないかと思料する。」という答弁がありました。
また、「日本共産党は、暴力破壊活動を行うおそれがある団体として、適用申請はされていないことを承知しているか。」という質疑があり、これに対しまして、「そういった事実は把握している。法において、まだ一件も適用例はないことも承知している。」という答弁がありました。
また、「市長は、どのように答えるべきだったと考えるか。」という質疑があり、これに対しまして、「公共の安寧秩序の維持を考えると、ある種の危険性が見られ、そのような主義主張を持った政党を与党とすることについて、市長としてどのように認識しているかが質問の趣旨である。そのような公共安寧秩序に係る危険性については、毛頭そういった考え方を擁護するつもりはないとの答弁があるものと想像していた。」という答弁がありました。
また、「学校給食と水道の安全確保を求める質問に、日本共産党がなぜ必要だったか。」という質疑があり、これに対しまして、「大規模なインフラのプロセスに関与する人材については、公共の安全の確保の要請上、一定の背景について、一定の留意が必要ではないかという考え方もあると考える。公共の安全の確保という観点から見る一つの基準として、公安調査庁による調査対象団体という規範があり、そうした団体に所属することの持つ意味を考える必要があるのではないかという発意である。」という答弁がありました。
また、「日本共産党は公安調査庁の対象団体であるが、こうした点に留意し、本市の外郭団体の職員採用に注意してほしいという発言は、共産党は公共の安全を脅かすおそれがあるので留意しろという発言か。」という質疑があり、これに対しまして、「日本共産党であると非党員とを問わず、精神的な自由権は十分に保障されるべきであるが、公共の安寧秩序を維持するという利益もあるため、それとの調和の中で見出すべき事柄であると認識している。」という答弁がありました。
また、「厚生労働省が、採用選考に配慮すべき事項として挙げている事項について承知しているか。」という質疑があり、これに対しまして、「精神的な自由権は、最大限保障されるべきものであるが、絶対不可侵ではなく、公共の観点から一定の制約を受ける場合があると承知している。」という答弁がありました。
また、「日本共産党が調査対象団体であることをもって、公共の安全確保という観点から、職員採用のときに留意をすべきであるという発言か。」という質疑があり、これに対しまして、「一定程度、共産党に所属しているという背景を持っている者に関し、その個人に着目した場合に、公共の安全確保という観点から、何らかの不安視されるような兆候が見出された場合には、当然、留意を要するのではないかという見方があると考える。」という答弁がありました。
また、「共産党を公職につける際は留意すべきであるとの発言か。」という質疑があり、これに対しまして、「一類型として、共産党が一定の観点から検討されると述べているにすぎず、共産党を狙い撃ちする意図はない。調査対象団体の一類型として、日本共産党を理解している。公共の安寧秩序を維持するという観点から、事務統括者である市長に対して認識を問うたものである。」という質疑がありました。
また、「質問の主たる目的」について質疑があり、これに対しまして、「外郭団体といえども、公的な色彩が強い業務に関しては、公務員に準じて欠格条項を課するべきではないかという理解のもと質問した。その上で、一つの基準として、調査対象団体の実質的な危険性についても立ち入り、公共の安全を担保する上で、こうした団体を実質的にしっかり評価していく姿勢を持たなくてもよいのかという問いかけをした。」という答弁がありました。
また、「なぜ日本共産党だけを集中して対象としたのか。」という質疑があり、これに対しまして、「分量的に大きくなったのは、日本共産党が公党であることに着目し、なお注目する意味があるためである。」という答弁がありました。
また、「公党である以上、国民の審判を受け、国会議員、地方議員が誕生しているが、質問主意書に対する政府の回答がそうであるからと、そこに集中して言うこと自体が問題であると考える。どのように考えて、そこに集中せざるを得なかったのか。」という質疑があり、これに対しまして、「選挙において選ばれ、政治家として存在し、公党として日本共産党が存在することは事実であり、民主制を尊重するという意味で大事な側面である。しかし、民選であることをもって危険性が全く除去され、合理化されるなどということはあり得ない。その二面性についても注意深く認識してもらいたい。また、政府はそういった認識に立つものだと考える。」という答弁がありました。
また、「議事進行に対する予算等審査特別委員会の正副委員長の調整」について質疑があり、これに対しまして、「正副委員長には、勢い余って言い切ってしまったところについて、文意をもう少し受け入れやすくしてもいいのではないかと懇切に教示してもらった。指示に感謝しつつ、従うことを伝えた。」という答弁がありました。
また、「日本共産党を誹謗中傷する気持ちはあるか。」という質疑があり、これに対しまして、「公党である日本共産党を誹謗中傷する意図に出た質問ではない。」という答弁がありました。
また、「大事なのは、引用文献やデータの意味をまげて使用していないかということであると考えるが、引用文献、データの文言はそのまま使用しているか。」という質疑があり、これに対しまして、「政府の公式文書、政府機関の発表した文書の文言をそのまま用いている。」という答弁がありました。
また、「留意をするという意味は、気をつけるという意味か、排除するという意味か。」という質疑があり、これに対しまして、「気をつけるのほうの意味である。」という答弁がありました。

また、「慎重を期して、誤解をされないような配慮をして質疑をしたのか。」という質疑があり、これに対しまして、「一期目の新人であり、自分なりに気をつけていたつもりではあるが、双方の受けとめ方の違いが大きくなり、このような事態に至っていることを虚心に受けとめ、自分にもなお努力する余地があったと受けとめ、今後の修養の糧にしていきたい。」という答弁がありました。
また、「留意するとは具体的にどのようなことか。」という質疑があり、これに対しまして、「現状では、例えば共産党員であったことは直ちに欠格条件に該当しないが、それをもって安全であるとするのは早計であると考える。懸念のある活動をしていた、また実績があったなどの情報も参考にしつつ、総合的に判断してほしいという趣旨である。」という答弁がありました。
質疑終了後、決定の審査を行いましたが、決定に際しまして、異議があり、起立採決の結果、起立少数で、太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の動議は、戒告または陳謝の懲罰を科さないものと決定いたしました。
以上の経過をもちまして、本委員会に付託を受けました懲罰動議中、太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件については、お手元に差し上げました審査報告書のとおり、懲罰を科さないものと決定いたしました。
なお、未定稿ながら、委員会の記録も事前に送付させていただいたことを申し添えます。
以上で委員長報告を終わります。
御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（斎藤範夫）これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（斎藤範夫）質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（斎藤範夫）討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
委員長報告は、懲罰を科さないとするものであります。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（斎藤範夫）起立少数であります。よって、太白区選出のわたなべ拓議員に懲罰を科すことは否決されました。
太白区選出のわたなべ拓さんの入場を許します。
〔九番　わたなべ拓入場〕

日程第三　第七十七号議案　仙台市副市長の選任に関する件